議事録

農業委員会総会

(令和4年 2月 3日)

吉野ヶ里町農業委員会

- 1. 日時 令和4年2月3日(木) 午前9時00分
- 2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

| 議席番号 | 氏 名 | 出欠等 の有無 | 議席番号 | 氏名出欠等の有無 |
|------|---------|---------|------|-----------|
| 会長 | 中村祭憲 | 出 | 松隈 | 築 地 孝 彦 出 |
| 副会長 | 原 武 学 | 欠 | 石動 | 元石久隆出 |
| 2 | 江 口 啓 子 | 出 | 三津 | 城 尾 良 信 出 |
| 3 | 中村佐代子 | 出 | 大曲 | 福島啓洋出 |
| 5 | 城島訓浩 | 出 | 吉田 | 北島知典出 |
| 6 | 荒 木 清 隆 | 出 | 田手 | 森勝浩出 |
| 7 | 森田利光 | 出 | 豆田 | 原 隆司 出 |
| 8 | 小 林 宏 | 出 | 箱川 | 江 頭 秀 臣 出 |
| 9 | 大 坪 敏 博 | 出 | | |
| 10 | 木 下 大 学 | 出 | | |
| 11 | 内 川 正 良 | 出 | | |

4. 本会議の書記は次のとおりである。

| 事務局 | [局 長] | 多良 | 和孝 | 副課長 | 長野 | 充貴 |
|-----|-------|----|-------|-----|----|----|
| | | | 1H-3- | 係員 | 田中 | 貴章 |

5. 議事録署名委員の指名 7番 森田 利光 委員 8番 小林 宏 委員

6. 議事

| 第1号報告 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書 | 1件 |
|-------|-------------------------|------|
| 第2号報告 | 情報公開請求 (申出) 書 | 1件 |
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 | 2件 |
| 第2号議案 | 農地法第4条及び5条の規定に基づく許可申請案件 | 1件 |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 | 2件 |
| 第4号議案 | 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 | |
| | 第 11 号農用地利用集積計画(案)の決定案件 | 17 件 |

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和4年2月の吉野ヶ里町農業委員会 総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- 会長 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。

(会長 あいさつ)

○ 事務局長 それでは本日の出席委員ですが、11 名中 10 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は8名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- 議長 それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。7番 森田 利光 委員 8番 小林 宏 委員、議事録署名をお願い致します。
- 議長 3番の議事に入ります。

| 第1号報告 | 農地法第18条第6項の規定による通知書 | 1件 |
|-------|-------------------------|------|
| 第2号報告 | 情報公開請求 (申出) 書 | 1 件 |
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 | 2件 |
| 第2号議案 | 農地法第4条及び5条の規定に基づく許可申請案件 | 1 件 |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 | 2件 |
| 第4号議案 | 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 | |
| | 第 11 号農用地利用集積計画(案)の決定案件 | 17 件 |

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告ついて説明をお願いします。

- **事務局長** 1ページをごらんください。第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について説明します。第1号報告朗読。説明は以上です。
- 議長 続きまして、第2号報告 情報公開請求書について説明を求めます。
- 〇 事務局長 2 ページをごらんください。第 2 号報告 2a 未満農業用施設届出について説明します。届出-1 朗読。説明は以上です。
- 〇 **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-1 について説明を求めます。

〇 **事務局長** 3 ページをごらんください。第1 議案 農地法第3 条の規定に基づく 許可申請案件 整理番号3-1 について説明します。

整理番号 3-1 を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、4 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、5 ページに位置図、6 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。
- 〇番(○○委員) 問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○推進委員 問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。 はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。
- 〇 **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-2 について説明を求めます。
- 〇 **事務局長** 7 ページをごらんください。第1 議案 農地法第3 条の規定に基づく 許可申請案件 整理番号3-2 について説明します。

整理番号 3-2 を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、8ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、 $9\cdot 10$ ページに位置図、 $11\cdot 12\cdot 13$ ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。
- 〇番(○○委員) 問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○推進委員 問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。 はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。
- 議長 続きまして、第2号議案 農地法第4条及び5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4・5-1について説明を求めます。
- 事務局長 14ページをごらんください。第2議案 農地法第4条及び5条の規定に基

づく許可申請案件 整理番号 4・5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 3 種農地と判断されます。転用目的の敷地拡張及び一般住宅は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、15 ページに位置図、16 ページに字図の写し、17 ページに土地利用計画図、18 ページに建物平面図、19 ページに建物立面図、20 ページに顛末書、21 ページに写真を添付しております。

説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○番(○○委員) 周りは宅地化されており問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。 はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。
- **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-1 について説明を求めます。
- 〇 **事務局長** 22 ページをごらんください。第2 議案 農地法第5 条の規定に基づく 許可申請案件 整理番号5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断されます。転用目的の神社は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、23ページに位置図、24ページに字図の写し、25ページに土地利用計画図、26ページ建物平面図、27ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員及び○○委員ご意見をお願いします。
- ○番(○○委員) 問題ないと思います。

- **○番(○○委員)** かねてから神社の移設は地区からの強い要望と聞いていたのでよかったんじゃないかと思います。問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○推進委員 先ほど意見があったように、長年地区が移設の要望を出しているとこでした。 やっと話がまとまったということで。場所も問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。 はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。
- **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-2 について説明を求めます。
- 〇 **事務局長** 28 ページをごらんください。第2 議案 農地法第5 条の規定に基づく 許可申請案件 整理番号5-2 について説明します。

整理番号 5-2 を朗読。申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。転用目的の一般住宅は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、29ページに位置図、30ページに字図の写し、31ページに土地利用計画図、32ページに断面図、33ページ建物平面図、34ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。
- 〇番(○○委員) 問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○推進委員 特に問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。 はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。
- 議長 続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度

第11号農用地利用集積計画(案)の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 35 ページをごらんください。第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表(利用権設定関係)について説明します。田が 39 筆 63,268 ㎡、合計の 63,268 ㎡となっております。次に 36 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 3,193,518.98 ㎡、今回解約面積 104,436 ㎡、今回計画といたしまして 57,011 ㎡、現在の合計 3,146,093.98 ㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

閉会 午前9時30分